

中池見湿地保全活用計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 ラムサール条約の精神に基づき中池見湿地を守り、次世代に引き継ぐとともに、文化・観光・教育・研究・交流の場となることを目指して、中池見湿地に関わる関係者及び市民の主体性を行政が支援することを基調として、相互に連携・協働しながら保全・活用を進めていくための中池見湿地保全活用計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、中池見湿地保全活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 団体、関係機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 ワーキンググループは、委員会から付託される事項について協議し、協議結果等を委員会に報告する。

2 ワーキンググループには、委員及び委員の所属する団体構成員のほか、趣旨に賛同し、協働することを望む者が参加できるものとする。

(公開)

第7条 委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、敦賀市市民生活部環境・廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年5月21日から施行する。